

下水道事業負担金徴収猶予基準

岡山市下水道事業負担金条例施行規則第8条の規定による負担金の徴収猶予の取扱いは、次のとおりとする。

徴収猶予項目		猶予期間	摘要
1 受益者が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき	ア 震災及び風水害について	1年ごとに更新し、2年以内とする	地方公共団体で罹災証明の取得できるもの
	イ 火災について	同上	消防署で罹災証明の取得できるもの
	ウ 盗難について	1年以内	警察署で盗難証明の取得できるもの
2 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき		1年ごとに更新し、2年以内とする	医師の診断書が取得できるもの
3 その他市長が特に認めたとき	ア 農地について	(i) 農地以外に転用されるまで (ii) 受益の目的となる権利の移転、変更又は消滅のあるまで	受益者から申請のあったもので調査の結果必要と認めるもの
	イ 生活困窮者について	1年ごとに更新し、2年以内とする	
	ウ 係争地について	受益者の決定（判定）までの期間	
	エ その他	その都度市長が決定する	